

発注情報詳細等

件名

「横浜市立肢体不自由特別支援学校における電力確保に係る
現況調査及び非常用電源に係る検討業務委託」

(令和7年9月26日公表分)

横浜市教育委員会事務局
学校教育部特別支援教育課

発注情報詳細等 目次

- 1 横浜市立肢体不自由特別支援学校における電力確保に係る現況調査及び非常用電源に係る検討業務委託の入札について
- 2 発注情報詳細(物品・委託等)
- 3 設計図書(設計書・仕様書等)

横浜市立肢体不自由特別支援学校における電力確保に係る現況調査
及び非常用電源に係る検討業務委託の入札について

1 業務内容

別添設計図書のとおり

2 設計書（仕様書）に関する質問

(1)方法

入札参加者は、設計書（仕様書）等に質問があり、回答を求める場合には、令和7年9月30日（火）午後5時00分（必着）までに、別紙「質問書」を電子メール又はFAXにより提出してください。

(2)質問書の提出先

教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課

電子メールアドレス：ky-tokubetusien@city.yokohama.lg.jp

FAX：045-663-1831

質問書を送信後に、電話（045-671-3958）で送受信確認を行ってください。

(3)回答

令和7年10月2日（木）午後5時00分までにホームページ上に掲載します。

それ以外の方法による回答は行いません。

(4)その他

入札後、当該設計書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

3 入札参加方法

入札に参加しようとする者は、次の(1)から(3)のとおり書類を提出しなければなりません。

(1)提出書類

ア 公募型指名競争入札参加意向申出書

イ 委託業務経歴書

(2)提出方法・場所

持参、郵送もしくはEメールにて次の宛先に提出してください。

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市庁舎14階 教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課

(3)提出期限

令和7年10月6日（月）午後5時

(4)入札参加に係る通知

公募型指名競争入札指名通知書又は公募型指名競争入札非指名通知書は、令和7年10月7日（火）までにEメールにて送付します。

4 入札方法

(1)入札及び開札の日時・場所発注情報詳細のとおり

(2)入札日当日に「公募型指名競争入札指名通知書」の提示がない場合は、入札に参加できません。必ず印刷のうえ持参してください。なお、「公募型指名競争入札指名通知書」は再交付できませんので、取扱に注意してください。

(3)入札方法は、入札参加者が別紙様式による入札書を入札時に直接投函して行います。

(4)一回目の入札で落札しない場合、その場で二回目の入札を行いますので、入札書は二枚用意してください。

(5)地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、二回目の入札で落札者がないときは、最低価格を提示した業者と交渉を行い、予定価格内合意した場合に随意契約を行うこととします。

5 落札者の決定

(1)横浜市契約規則第13条の規定に基づいて作成された予定価格以下で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(2)落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじで落札者を決定します。

6 契約手続きに関する問い合わせ先

教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課 電話 045-671-3958

発注情報詳細(物品・委託等)

入札方法	入札書の持参による 公募型指名競争入札						
件名	横浜市立肢体不自由特別支援学校における電力確保に係る現況調査及び非常用電源に係る検討業務委託						
納入／履行場所	教育委員会事務局特別支援教育課						
納入／履行期間等	契約締結日から令和8年3月31日まで						
入札参加資格	種目	「350：その他の委託等」又は「327:電気設備保守 細目AかつB」					
	所在地区分	指定なし					
	その他	1 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。 2 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「350：その他の委託等」又は「327:電気設備保守 細目AかつB」として登録が認められている者であること。 3 入札参加資格確認申請書等の提出締切から開札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。 4 当該業務もしくはこれと同様の業務について、国もしくは自治体からの受託実績を有する者であること。					
	提出書類	①公募型指名競争入札参加意向申出書（委託用） ②委託業務経歴書					
設計図書	5ページ以降						
入札参加申込締切日時	令和7年10月6日（月）午後5時00分						
指名・非指名通知日	令和7年10月7日（火）						
質疑締切日時	令和7年9月30日（火） 午後5時00分	回答期限日時	令和7年10月2日（木） 午後5時00分				
入札及び開札日時	令和7年10月8日（水）午前9時30分						
入札及び開札場所	横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎13階 教育委員会事務局 共用会議室13-S03						
支払い条件	前金払	しない	部分払	しない			
注意事項							
発注担当課	教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課 電話 045-671-3958						
契約事務担当課	教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課 電話 045-671-3958						

令和7年度 一般会計歳出 第17款1項6目 12節 委託料

受付番号	種目番号	連絡先	委託担当 教育委員会事務局 特別支援教育課	担当者名 嶋田	電話 671-3958
------	------	-----	--------------------------	------------	----------------

設 計 書

1 委託名 横浜市立肢体不自由特別支援学校における電力確保に係る現況調査
及び非常用電源に係る検討業務委託

2 履行場所 別紙仕様書の通り

3 履行期間 期間 契約締結の日から令和8年3月31日

期限 令和 年 月 日まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 なし

6 現場説明 不要

要 (月 日 時 分 場所)

7 委託概要 別紙仕様書の通り

8 部 分 払

する (回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額とします。

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲みます。

委託代金額

¥

0 .-

内訳 業 務 価 格

¥

.-

消費税及び地方消費税相当額

¥

0 .-

委託内訳書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価(円)	金 額(円)	摘要
人件費		1	式			
技術料等経費		1	式			
諸経費		1	式			
消費税						

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲みます。

横浜市立肢体不自由特別支援学校における電力確保に係る現況調査
及び非常用電源に係る検討業務委託 仕様書

1 件名

横浜市立肢体不自由特別支援学校（以下、「特別支援学校」という。）における電力確保に係る現況調査及び非常用電源整備に係る概略設計検討業務委託

2 履行場所

特別支援学校、横浜市教育委員会事務局特別支援教育課

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 業務目的

この業務は、特別支援学校において、災害時の電力確保に向けて非常用電源を整備するために、特別支援学校の電力調査及び非常用電源に係る検討を行うことを目的とする。

5 業務内容

（1）机上調査の実施

特別支援学校6校（上菅田、中村、北綱島、若葉台、東保野、左近山）のうち委託者が指定する3校について、委託者が提示する図面等の書類により机上調査を行い、負荷設備、現状の非常用電源の確認等を行う。

（2）現地調査の実施

特別支援学校6校のうち委託者が指定する1校について、（1）の調査結果等を踏まえながら、現地調査を行い、非常用電源整備の計画検討に必要な基礎的な内容を把握する。

なお、現地調査の対象については、委託者と協議し、決定する。

（3）非常用電源の整備に係る設備形成方針案の作成

特別支援学校6校のうち委託者が指定する1校について、現地調査の結果を踏まえ、当該校における平常時・非常時の最適な設備運用方法の検討を行い、非常用電源の整備に係る設備形成方針案を作成する。

（4）概略設計図等の作成

特別支援学校6校のうち委託者が指定する1校について、机上調査、現地調査及び資機材調達先から提出された情報に基づき、当該施設への非常用電源の整備に係る概略設計図を作成する。

併せて、当該施設への非常用電源の整備に係る費用や設置図面・設置スケジュールのイメージについて、委託者と協議しながら作成する。

6 成果物

受託者は、「5 業務内容」について、報告書をまとめ、履行期間までに以下のとおり委託者に提出する。(書式等は自由)

- (1) 報告書 3部
- (2) 打ち合わせ規則、調査結果、活用した資料一式
- (3) 上記(1)から(2)の電子データ

7 その他

- (1) 受託者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と適宜打合せを行うこと。
- (2) 受託者は、本業務を通して知り得た情報を、業務の遂行に必要な場合を除き、委託者の承諾なく第三者へ漏らしてはならない。
- (3) 市が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報はすべて市の個人情報であり、市の許可なく複写及び複製、並びに第三者へ提供してはならない。
- (4) 受託者は、業務遂行上やむを得ない理由により、第三者に一部業務の再委託を行う際は、委託者と協議し、承諾を得なければならない。
- (5) 成果品の著作権は、すべて横浜市に帰属するものとする。受託者は横浜市の許可なく成果品を公表及び貸与してはならない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ決定すること。